

2025年度 留学生インターンシップ（夏季） 実施要領



1 趣 旨

経済がグローバル化する中、愛知県で学ぶ外国人留学生は、この地域と母国についての知識・経験を有する人材として、海外展開する県内企業において活躍が期待されることから、留学生の県内企業への就職を支援するため、留学生のインターンシップを実施する。

本事業は、留学生が日本企業で就業体験をすることで、日本の企業風土や労働慣行等について理解を深め、自らの進路設計に役立たせることを主眼とする。

2 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（三省合意）に基づく取扱い

本事業で実施する「インターンシップ」は、学部3・4年生及び修士・博士課程に在籍する留学生を対象として行い、かつ実習期間が1週間（実働5日間）以上のものを「三省合意」による類型の「タイプ3」（汎用的能力・専門活用型インターンシップ）として、学部1・2年生に在籍する留学生を対象として行うもの、又は実習期間が1週間（実働5日間）未満のものを同類型の「タイプ2」（キャリア教育）として実施する。

3 主催者

愛知県及び愛知労働局（名古屋外国人雇用サービスセンター）

なお、事業の運営は、2025年4月以降に愛知県が決定した受託業者が行う。

4 参加対象者

(1)、(2)及び(3)の条件を満たす留学生とする。

(1) 愛知県内の短大、大学、大学院及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に在籍、又は県外の大学等に在籍するが県内に在住する留学生で、大学等が推薦する者

なお、県内の日本語教育機関、専門学校に在籍する留学生のうち、海外の大学又は大学院等を卒業・修了した者で、県において参加資格があると認めた場合は、対象とする。

(2) 日本語能力試験 N2 以上、又はそれと同程度の日本語能力を有する者。

(3) その他、県において参加資格があると認めた者。

5 受入企業

(1)から(5)の条件を満たす企業・団体とする。

(1) 商業・法人登記を有する会社その他の法人及び公共機関で、愛知県内に事務所等を有すること。

(2) 将来の社会・地域・産業界等を支える外国人高度人材を育成するための教育活動として、就業体験及び社会人としての心構えを学ぶ機会を提供できること。

(3) 留学生が安心・安全かつ有意義な研修を受けられるよう管理監督する態勢を整え、

実習終了後に留学生の評価を行うことができること。

- (4) インターンシップを安心・安全かつ円滑に実施するため、愛知県及び本事業受託業者、留学生の所属する大学等と連携・協力ができること（実習期間中の巡回訪問の受入を含む）。
- (5) インターンシップの実施にあたり労働関係法令が適用される場合、同法令を遵守できること。

6 実施時期

2025年8月1日（金）から9月30日（火）まで

7 実習期間

- (1) 1週間（実働5日間）以上

なお、初めて留学生を受け入れる場合は、トライアルとして実働2日間でも可とするが、その場合は、タイプ2（※）のインターンシップとして実施するものとする。

※タイプ2は、留学生の年次不問。ただし、本事業で取得した留学生の情報は、採用活動において活用できない。

- (2) 具体的な日程は、受入企業が参加留学生と調整の上、決定することとする。

8 実習内容

実習期間の半分を超える日数を就業体験に充てるものとする。

受入企業は、タイプ3（※）のインターンシップを実施した場合のみ、本事業で取得した留学生の情報を採用活動において活用できるものとする。

※タイプ3は、学部3・4年生及び修士・博士課程に在籍する留学生が対象、かつ実習期間が1週間（実働5日間）以上のものである。

9 参加費・報酬等

参加費は無料とする。また、受入企業からの報酬（賃金）は支給しない。

通勤費、旅費及び昼食代については、原則として参加留学生の負担とする（任意により受入企業で負担することもできる）。

10 保険

実習期間中に事故等により負傷した場合の傷害保険及び他人の所有物（情報機器等に記載された情報を含む）を壊すなどして損害を与えた場合の賠償責任保険を、主催者の負担により全ての留学生に付保する。

11 申込み・マッチング

- (1) 申込方法

参加を希望する留学生及び企業は、別に定める書類（エントリーシート）を運営事務局へ提出する。

(2) 申込期間

留学生：2025年5月7日（水）～6月20日（金）

受入企業：2025年3月10日（月）～5月30日（金）

(3) マッチング・選考方法

留学生は、申込み時点において、希望先企業を3社まで選定する。

運営事務局は、留学生のエントリーシートを取りまとめ、受入企業に提出する。

受入企業は、エントリーシートや面接により、受け入れる留学生を選考する。

なお、詳細は別に定める。

12 その他

- (1) 参加留学生が在籍する大学等と受入企業は、実習条件等の確認のための覚書を締結する。覚書は別紙様式1を原則として使用するものとし、この様式の使用が難しい場合は必ず運営事務局に事前に相談することとする。
- (2) 参加留学生は、受入企業に対して、インターンシップ期間中の秘密保持や就業規則の遵守等に関する誓約書（別紙様式2）を提出する。
- (3) 参加者の病気等により、実習を継続することが困難な場合は、受入企業の判断により中断できることとする。
- (4) 感染症の拡大等により、本事業を中止する場合がある。また、オンラインへの変更等、実習方法・内容について、受入企業の判断により変更できることとする。
- (5) 参加留学生は、事前セミナー及びフォローアップセミナーを受講する。
- (6) 本事業の終了後に、参加留学生及び受入企業を対象にアンケート調査を実施する。
- (7) 受入企業は、参加留学生に対し、インターンシップ終了後概ね1週間以内にフィードバックを実施する。

13 申込方法

愛知県国際課ウェブサイト内の申し込みフォームに必要事項を入力し、申込みを行う。

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokusai/ryugakuseiintern2025.html>

14 問合せ先

愛知県政策企画局国際課 調整・留学生グループ

電話：052-954-6180 FAX：052-951-2590 E-mail：kokusai@pref.aichi.lg.jp

※ 2025年4月以降は愛知県が決定した受託者に問合せを行うこととする。